

平成28年（行ケ）第3号

地方自治法第251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件

原告 国土交通大臣 石井 啓一

被告 沖縄県知事 翁長 雄志

積明書（5）

平成28年8月16日

福岡高等裁判所那覇支部民事部ⅡB係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 竹下 勇夫

同 加藤 裕

同 松永 和宏

同 久保 以明

同 仲西 孝浩

同 秀浦 由紀子

同 亀山 聡

被告指定代理人

謝 花 喜一郎

池 田 竹 州

金 城 典 和

城 間 正 彦

玉 寄 秀 人

新 垣 耕

神 元 愛

城 間 恒 司

山 城 智 一

川 満 健太郎

山 城 正 也

大 城 和華子

島 袋 均

桃 原 聡

奥 平 勝 昭

吉 元 徹 成

宮 城 勇 治

永 山 正

多良間 一 弘

中 村 猛

當 銘 勇 太

矢 野 慎太郎

桑 江 隆

知 念 宏 忠

崎 枝 正 輝

神 谷 大二郎

具志堅 洋 介

平成 28 年 8 月 3 日付「被告に対する釈明（追加）」及び同月 8 日付「『被告に対する釈明（追加）』1 項にかかる認否等を求める部分の特定等」について、訴状第 4 の 3 の記載に関して釈明を求められている点につき、次のとおり回答する。

記

- 1 本件承認取消理由の記載として、公有水面埋立承認取消通知書（甲 A 4）の別紙が挙げられているところについては、取消理由として甲 A 4 に記載の事実を指摘していることは認める。
- 2 訴状で、原告が、「被告の従前の主張」としてあげている事実については、「従前の主張」が何を指しているのか不明であり、かつ、本件の争点は、「従前の主張」が何だったかということではないことから、その認否について回答の要をみない。
- 3 埋立承認取消の理由については、被告第 1 準備書面においてその理由となる事実を詳述しており、被告第 4 準備書面において、訴状記載の原告の主張を逐次摘示して、それに対する反論をしており、被告の主張は当該部分記載のとおりである。

以 上